

東洋証券の約款・規定集 新旧対照表

(下線部改正箇所)

改正後	改正前
第15章 マルチチャネルサービス約款 <p>第4条 (TO YOU ネットの利用)</p> <p>(1) TO YOU ネットは、次の各号のすべてに該当する場合にご利用いただくことができます。</p> <p>①～⑤現行どおり</p> <p>⑥当社所定の申込書に必要事項を記載いただき、または、電話にて利用のお申し出をいただいたうえで、当社がご利用を認めたお客さまであること。</p> <p>(2) お客さまには、最初にお客さまの部店コード、口座番号および当社が発行する初回ログインパスワードでログインしていただき、随時連絡がとれるお客さまご自身の電子メールアドレス（ただし、アドレスの種類によっては利用できない場合があります。）とお客さまのパスワードを当社所定の方法で登録していただきます。</p> <p>(3) お客さまは、当社が利用申込手続を受け、所定の手続きが完了したとき以降に、TO YOU ネットをご利用いただくことができます。お客さまは、入力した部店コード、口座番号およびパスワードに加え、当社が定める認証方法により本人確認が完了した場合に限り、TO YOU ネットをご利用いただくことができます。</p> <p>第5条 (TO YOU ネットの利用に関する同意)</p> <p>①～⑤現行どおり</p> <p>⑥お申出がある場合を除き、当社の「電子交付サービス取扱規定」をご確認いただき、電子交付サービスをご利用いただくこと。</p>	第15章 マルチチャネルサービス約款 <p>第4条 (TO YOU ネットの利用)</p> <p>(1) TO YOU ネットは、次の各号のすべてに該当する場合にご利用いただくことができます。</p> <p>①～⑤省略</p> <p>⑥当社所定の申込書に必要事項を記載し、署名のうえ、当社にお申込みになり、当社がご利用いただくことを認めたお客さまであること。</p> <p>(2) お客さまには、最初に当社が発行した部店コード、口座番号および初回ログインパスワードで初回認証していただき、当社所定の方法により当社に対し利用申込手続をしていただきます。</p> <p>(3) お客さまは、当社が利用申込手続を受け、所定の手続きが完了したとき以降に、TO YOU ネットをご利用いただくことができます。お客さまは、入力した部店コード、口座番号およびパスワードと、お客さまの部店コード、口座番号およびお客さまが登録したパスワードが一致した場合に、TO YOU ネットをご利用いただくことができます。</p> <p>第5条 (TO YOU ネットの利用に関する同意)</p> <p>①～⑤省略</p> <p>新設</p>
ホームトレード取扱規定 <p>第3条 【パスワード等の発行および管理】</p> <p>1. 当社は、当社が定める方法により、お客さまが本サービスを利用する際に必要となる部店コード、口座番号、各種パスワード（仮パスワードを含みます。）（以下、「パスワード等」といいます。）を発行します。</p> <p>第4条 【本サービスの利用】</p> <p>2. お客さまは、入力した部店コード、口座番号およびパスワードに加え、当社が定める認証方法により本人確認が完了した場合に限り、本サービスを利用することとします。</p>	ホームトレード取扱規定 <p>第3条 【パスワード等の発行および管理】</p> <p>1. 当社は、当社が定める方法により、お客さまが本サービスを利用する際に必要となる支店番号、口座番号、パスワード（仮パスワードを含みます。）（以下、「パスワード等」といいます。）を発行します。</p> <p>第4条 【本サービスの利用】</p> <p>2. お客さまは、当社がお客さまのパスワード等の確認により本人認証を行った場合に限り、本サービスを利用することとします。</p>
電子交付サービス取扱規定 <p>第3条 【電子交付サービスの利用】</p> <p>電子交付サービスは、「マルチチャネルサービス約款」に定める TO YOU ネットをご利用のお客さまもしくは「ホームトレード取扱規定」または「東洋インターネットサービス取扱規定」に定める各サービスをご利用のお客さまが、この取扱規定の内容をご承諾いただいたうえで、当社所定の申込方法によりお申込みになり、当社がそれを承諾した場合に限り、この取扱規定にもとづき利用することができます。</p>	電子交付サービス取扱規定 <p>第3条 【電子交付サービスの利用】</p> <p>電子交付サービスは、お客さまが、「ホームトレード取扱規定」または「東洋インターネットサービス取扱規定」およびこの取扱規定の内容をご承諾いただき、当社所定の申込方法によりインターネットサービスおよび電子交付サービスをお申込みになり、当社がそれを承諾した場合に限り、この取扱規定にもとづき利用することができます。</p> <p>また、マルチチャネルサービスのうち、マルチネットを利用するお客さまも、この取扱規定にもとづき利用することができます。</p>

改正後	改正前
第4条【対象書面】 対象書面は、法令・諸規則等において規定されている書面その他の書面のうち、当社が定める以下の書面とします。 (1)取引報告書 (2)取引残高報告書 (3)特定口座年間取引報告書 (4) <u>上場株式配当等支払通知書</u> (5) <u>非課税口座廃止通知書・勘定廃止通知書</u> (6)適格請求書 (7) <u>目論見書・運用報告書</u> (8)契約締結前交付書面集 (9) <u>その他当社が定める書面</u>	第4条【対象書面】 対象書面は、法令・諸規則等において規定されている書面その他の書面のうち、当社が定める以下の書面とします。 (1)取引報告書 (2)取引残高報告書 (3)運用報告書 (4)目論見書 (5) <u>その他当社が定める書面</u>
第5条【お客様の閲覧に供する期間】 対象書面をお客さまの閲覧に供する期間は、お客様ページに掲載後5年間とします。ただし、前条(9)に定める対象書面については、法令等で定める有効期間内とします。なお、対象書面をお客さまの閲覧に供したときは、インターネットサービス上にて告知します。	第5条【お客様の閲覧に供する期間】 対象書面をお客さまの閲覧に供する期間は、お客様ページに掲載後5年間とします。ただし、前条(5)に定める対象書面については、法令等で定める有効期間内とします。なお、対象書面をお客さまの閲覧に供したときは、インターネットサービス上にて告知します。
第6条【目論見書等の閲覧、確認および同意】 お客様が、第4条(7)に定める対象書面を閲覧し、ご同意された場合、当該書面の記載事項について十分理解しご承認いただいたものとみなします。	第6条【目論見書等の閲覧、確認および同意】 お客様が、第4条(4)に定める対象書面を閲覧し、ご同意された場合、当該書面の記載事項について十分理解しご承認いただいたものとみなします。
東洋インターネットサービス取扱規定	東洋インターネットサービス取扱規定
第3条【本サービスの利用】 1.現行どおり 2.お客様には、最初に、 <u>お客様の部店コード</u> ・口座番号および当社が発行する初回ログインパスワードでログインしていただき、隨時連絡がとれるお客様ご自身の電子メールアドレス（ただし、アドレスの種類によっては利用できない場合があります。）とお客様のパスワードを当社所定の方法で登録していただきます。その後は、お客様が入力した部店コード、口座番号およびパスワードに加え、当社が定める認証方法により本人確認が取れた場合に限り、本サービスをご利用いただくことができます。	第3条【本サービスの利用】 1.省略 2.お客様には、最初に、 <u>お客様の支店番号</u> ・口座番号および当社が発行する初回ログインパスワードでログインしていただき、隨時連絡がとれるお客様ご自身の電子メールアドレス（ただし、アドレスの種類によっては利用できない場合があります。）とお客様のパスワードを当社所定の方法で登録していただきます。その後は、お客様は、 <u>お客様の支店番号・口座番号</u> およびお客様が登録したパスワードと、利用時にお客さんが入力したお客様の支店番号・口座番号およびパスワードが一致した場合に、本サービスを利用することができます。
第4条【本サービスの利用時間】 <u>お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が定める時間とします。</u>	第4条【本サービスの利用時間】 <u>お客様は、システムのメンテナンス時等を除き、原則として6:00～26:00の間において本サービスを利用することができます。</u>
改定日 2025年12月22日 (第15章、ホームトレード取扱規定、電子交付サービス取扱規定、東洋インターネットサービス取扱規定)	

改正後	改正前
第6章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	第6章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）	第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）
(1) お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項にもとづき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	(1) お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項にもとづき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供する場合については、非課税口座を開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出または提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合または非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。	ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。
(2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合または「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。	(2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
(3) 現行どおり	(3) 省略

改正後	改正前
<p>(4)当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。</p> <p>①～②現行どおり</p> <p>(5)現行どおり</p> <p>(6)当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。</p>	<p>(4)当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>①～②省略</p> <p>(5)省略</p> <p>(6)当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p>
<p>第3条の3（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>(1)現行どおり</p> <p>(2)前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出または当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「廃止通知の提出または提供」といいます。）があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出または提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>第3条の3（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1)～(2)通常どおり</p> <p>(3)累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただけません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付および売却にかかる手数料の受益権の対価に対する割合の上限は1.25%以下、最低取引単位（1口または共有持分の割合である場合は1単位）は10,000円以下とし、取引口座の管理、維持にかかる口座管理料はいただけません。</p>	<p>第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1)～(2)通常どおり</p> <p>(3)累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただけません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付および売却にかかる手数料の受益権の対価に対する割合の上限は1.25%以下、最低取引単位（1口または共有持分の割合である場合は1単位）は1,000円以下とし、取引口座の管理、維持にかかる口座管理料はいただけません。</p>
<p>第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1)当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権にかかる上場株式等および同条②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取</p>	<p>第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1)当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権にかかる上場株式等および②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の</p>

改正後	改正前
<p>得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 240 万円を超えないもの (当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。)</p> <p>イ～ロ現行どおり</p> <p>②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2)特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。</p> <p>①～③現行どおり</p>	<p>合計額が 240 万円を超えないもの (当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。)</p> <p>イ～ロ省略</p> <p>②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>(2)特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>①～③省略</p>
<p>第 6 条（譲渡の方法）</p> <p>(1)非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定にもとづいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(2)現行どおり</p> <p>(3)特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定にもとづいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>	<p>第 6 条（譲渡の方法）</p> <p>(1)非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定にもとづいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(2)省略</p> <p>(3)特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定にもとづいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>
<p>第 7 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>(1)～(3)現行どおり</p> <p>(4)租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。) があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。) には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>第 7 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4)租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。) があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。) には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>第 8 条の 5（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取り扱い）</p> <p>お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座また</p>	<p>第 8 条の 5（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い）</p> <p>お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重</p>

改正後	改正前
<p>は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客さまに限ります。）。</p>	<p>複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客さまに限ります。）。</p>
<p>第8条の6（非課税口座の開設について）</p> <p>(1)現行どおり</p> <p>(2)当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出または提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出または提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。</p>	<p>第8条の6（非課税口座の開設について）</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)2028年1月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。</p>
<p>第11条（契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①通常どおり</p> <p>②租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</p> <p>③租税特別措置法第37条の14第23項第2号に定める「出国届出書」の提出があつた場合 出国日</p> <p>④お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤通常どおり</p>	<p>第11条（契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>①省略</p> <p>②租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</p> <p>③租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があつた場合 出国日</p> <p>④お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤省略</p>
<p>第7章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>第2節未成年者口座の管理</p> <p>第2条（未成年者口座廃止届出書の提出）</p> <p>削除</p>	<p>第7章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>第2節未成年者口座の管理</p> <p>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>(1)お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項にもとづき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所お</p>

改正後	改正前
	<p>より個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>(2)当社に未成年者口座を開設しているお客さまは、当社および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>(3)お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</p>
削除	<p>お客様が未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</p>
削除	<p>(4)お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5)当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p>
削除	<p>第3条（継続管理勘定の設定）</p> <p>(1)未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款にもとづき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条(1)を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2)前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の</p>

改正後	改正前
<p>未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款にもとづき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） <u>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託にかかる口座に設けられた非課税管理勘定（この約款にもとづき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条(1)を除き、以下同じ。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）または継続管理勘定において処理いたします。</u></p>	<p><u>1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</u></p> <p><u>(3)未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款にもとづき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</u></p> <p>第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） <u>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託にかかる口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。</u></p>
<p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1)①現行どおり ②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定にもとづき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(1)③～(2)現行どおり</p> <p>第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。 ①<u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</u> ②～③現行どおり</p> <p>第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）</p> <p>(1)第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これら</p>	<p>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1)①省略 ②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定にもとづき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。） (1)③～(2)省略</p> <p>第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。</u></p> <p>①<u>災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</u></p> <p>②～③省略</p> <p>第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）</p> <p>第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事</p>

改正後	改正前
<p>の事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(2)次に掲げるいづれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>①非課税管理勘定にかかる年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</p> <p>②お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日</p> <p>③2026年1月1日</p>	<p>由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><u>新設</u></p>
第12条（出国時の取り扱い）	第12条（出国時の取り扱い）
<p>(1)お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する「<u>出国移管依頼書</u>」の提出をしてください。</p> <p>(2)当社が、「<u>出国移管依頼書</u>」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>(3)当社が、「<u>出国移管依頼書</u>」の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に<u>同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」</u>の提出をする時までの間は、当該未成年者口座にかかる非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>(1)お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>(2)当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>(3)当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座にかかる非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>
第17条（課税管理勘定の金銭等の管理）	第17条（課税管理勘定の金銭等の管理）
<p>①～②現行どおり</p> <p>③課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座にかかる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p>	<p>①～②省略</p> <p>③課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座にかかる上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p>
第18条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）	第18条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）
<p>(1)第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または<u>災害等</u>による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(2)次に掲げるいづれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>①非課税管理勘定にかかる年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</p> <p>②お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日</p> <p>③2026年1月1日</p>	<p>第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または<u>災害等事由</u>による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><u>新設</u></p>
第20条（出国時の取り扱い）	第20条（出国時の取り扱い）
お客さまが「 <u>出国移管依頼書</u> 」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3節（第15条および第19条を除きます。）の適用があるものとして取り扱います。	お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3節（第15条および第19条を除きます。）の適用があるものとして取り扱います。
第25条（課税未成年者口座取引である旨の明示）	第25条（未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示）

改正後	改正前
(1)お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。	(1)お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条(1)に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
(2)現行どおり	(2)省略
第27条（非課税口座のみなし開設）	第27条（非課税口座のみなし開設）
(1)2024年以後の各年（その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。	(1)2024年以後の各年（その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
(2)前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。	(2)前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。
第28条（本契約の解除）	第28条（本契約の解除）
①現行どおり	①省略
②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日	②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
③第18条(2)に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日	③新設
④現行どおり	③省略
⑤お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日）	④お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日）
⑥お客様が出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかつた場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日	⑤お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかつた場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日
⑦現行どおり	⑥省略
改定日 2026年1月1日 (第6章、第7章)	